

女の しんぶん

2020年
9月10日



災害と人権

堂々と支援を受けられる

システムと法整備を

増え続ける自然災害。特に今夏は新型コロナウイルスの脅威も加わり、感染症と熱中症対策の両方が求められる。熊本で、地震と豪雨で被災した人たちを支援している鹿瀬島正剛弁護士に話を聞いた。

(聞き手・吉田千亜)

■避難は権利

日本人は、避難所に行くことを権利ではなく「恩恵」だと刷り込まれています。税金を払っているのは災害時のためでもあるのですから「権利」です。堂々と支援を受け、不足があれば改善を求めている。

私自身が「人間の尊厳に関わる問題だ」と実感したのは、避難所のトイレです。汚い話ですが、排泄物が溜まっているその上に用を足さなければならぬ。それを、行政職員が、タオルを手に巻き、泣きながらバケツに入れて外に運ぶのです。「非人間的な避難所であるべきではない」と舌を上げて良いのです。みんなが我慢しているから…と、遠慮する必要はありません。プレハブ仮設住宅も問題です。国



鹿瀬島 正剛
かせじま・せいごう

熊本県菊池市泗水町出身。2000年に弁護士登録。熊本県弁護士会では、熊本地震のあと「災害対策委員会」初代委員長に就任し、現在、熊本県弁護士会会長として、被災者支援に取り組む。座右の銘は「やせ我慢」。写真は熊本地震時の電話法律相談(人吉市の水害対応でも実施)。今後、コロナの状況を見ながら、現地入りも検討中。

は個人の財産にお金を出せないため、あえて建築基準法を満たさぬプレハブ住宅を建て、壊さざるを得ないものにする。しかし、過去の事例では避難をしている約1〜2割の人たちが生活再建できず、仮設住宅から出ることはできません。最初から恒久的な住宅を作れば良いのです。こういった実情をロビー活動で訴えています。改善は遅々として進みません。

■被災者の格差と「申請主義」

熊本県では、2016年4月14日と16日に熊本地震があり、2020年には新型コロナウイルスが来て、その最中に水害が発生しました。「あと何が来るんだ」という感じでした。

災害時は、経済的・身体的に弱い立場にある人が打撃を受けます。最初は同じ被災者として協力し合いますが、1週間後位から差ができてしまいます。ネットワークやお金を持つ人は、情報や経済力で乗り切ることができず、その両方を持たない人は「自己責任」と切り捨てられてしまうのです。「俺のところには

助けが来ない」と文句を言える人はまだ大丈夫ですが、SOSすら出せない人もいます。

そうした人が困窮していく元凶の一つが、役所の「申請主義」です。災害時の支援はすべて申請によって受けられることになっています。行政は、例えば「罹災証明を申請するために窓口まで来てください」というに止まります。しかし、その情報すら受け取れない、あっても行けない、あるいは、その意味が理解しにくいという人が取り残されていく。基本は、「申請主義」ではなく、積極的に支援をしていく「保護主義」であるべきです。その法律がないことが障壁となっているのです。

■災害救助法の適用拡大を

私が、熊本県・熊本市などに話を聞いて驚いたのは、生活再建支援金(被災の程度等により100万円支払われる)を受け取っていない人が1億円分いる、ということでした。「もらいたくない」という人がいるとは思えません。行政は把握しているにも関わらず、支払わず国に支援金を返金してしまうのです。

私自身、法律相談で熊本地震の被災者に生活再建支援金のことを必ず話すようになってきたのですが、「何ですかそれ」と言った人がいました。「100万円、もらえるのですよ」と伝えると「えっ」と驚くのです。情報から孤立して知らないままだと、その人には、支援制度が存在しないことになってしまいます。

また、生活再建支援金を受け取るために必要な罹災証明書の発行基準

が「家の壊れ具合」だけという点も問題です。家が全壊していない生活できる、ではありません。自宅は少ししか壊れていなくても、職場の工場が潰れたら生活できません。逆に、自宅が全壊してもアパート経営をしていて部屋が使える人は、生活できる場合もあります。

被災者一人ひとりの暮らしを細かく知って判断しないと、本当にお金が必要な人のところに届きません。そのためには、行政側にマンパワーが必要になります。その事前準備をすべきなのです。

この「家の壊れ具合」についての判断基準にも問題があります。生活再建支援金(100万円)は、全壊(家の50%以上が壊れている)50点、大規模半壊(40〜50%が壊れている)40〜50点の人は対象になります。半壊(40%以下)の人には支援がありません。

今回、30〜40%(30〜40点)の人にも対象にしましょう、という改正がありました。それでも、29点の人には1円も支援がないのです。こういった不公平さを解消するためには、例えば1点につき2万円など、柔軟な対応が求められています。

自分の力ではどうにもならない力によって生活や未来が奪われるという点ではコロナ禍も「災害」だと思います。感染流行を「災害」と捉えたら、災害救助法を適用できるのです。そうすれば、生活に困窮する人々が住まいを追い出されることはありませんし、食料も配布できます。つまり「命」に関することは、災害救助法で何とかできるのです。新しい制度を作ろうとしても、時間だけが経ってしまいます。

災害の度、犠牲になる人が出てしまいます。その人たちを思いながら、既に起きた災害を教訓にして、社会を良くしていくべきです。

被爆75周年 原水爆禁止世界大会



今年も新型コロナウイルス感染拡大を受け、被爆75周年原水爆禁止世界大会は、オンライン集会を中心に、広島、長崎、福島で開催されました。

●長崎

三三女性交流のひろば

長崎市主催の原爆犠牲者慰霊式典に出席した福島みずほ参議院議員に8月8日、講演してもらいました。テーマは「国会情勢と私たちの課題」。内容の一部を紹介します。



国のコロナ対策はまだまだ十分。本予算にはコロナ対策予算はなく、第一次、第二次補正予算で10兆円の予算を計上した。

コロナ禍で、非正規労働者、女性、外国人労働者、住まい、医療、介護現場など、社会の脆弱性が明らかになった。保健所や病床の削減、公立病院の再編と統廃合が進められたため、医療対策も不十分だ。

国民の生活をどうすればいいのか、安倍首相はわかっていない。ドイツやニュージーランド、フィンランド等、トップが女性の国はコロナ対策も進んでいる。

核兵器廃絶についても、「世界で唯一の被爆国」と言いながら日本

政府は核兵器禁止条約に署名せず、「核兵器保有国と非保有国の橋渡しをする」などと言いつつしている。早く批准すべきだ。

福島さんは、敵基地攻撃論は憲法違反であること、先の国会で成立したスーパーシティ法案(国家戦略特区改正法案)の危険性(選定されれば住民や市議会は蚊帳の外、提案等も一切できない)にも触れ、「政治を変えるため、女性の運動を広げていきましよう」と訴えました。

短時間ではありましたが、有意義な女性交流のひろばを開催することができました。

(奥村佳代子)

●広島

原爆ドームでアピール

広島でも、人が密集する開会総会や分科会などはオンライン集会となりまりました。

広島県実行委員会は、広島大会独自の行動として「原爆ドームを囲むアピール行動」と「しんぶん意見広告カンパ」(核も戦争もない21世紀を。私たちは日本政府に核兵器禁止条約の批准をもとめま

す)をとりくむことを決定し、私たち女性会議のメンバーも参加しました。

「核も戦争もない平和な21世紀に」「脱原発で子どもたちに安全な社会を引き継ごう」等々、思い思いに書かれたバナーを掲げ、約200人が、「密」にならないように間隔を取ってドームを囲みま

「原爆ドームの向かいの平和記念公園では、記念式典が行なわれていましたが、参加していた福島みずほさんも駆けつけ、輪の中に加わりました。

被爆75年の節目の原水爆禁止世界大会は、全国から広島、長崎に集う形です。全国から広島、長崎に集う形です。全国、そして世界に「二度とヒロシマ・ナガサキを繰り返してはならない」と強く訴えることができました。

(佐藤奈保子)

We demand that Japanese government ratify the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons immediately!



特別寄稿

御巢鷹山墜落事故から35年

山口 宏弥 (元航空労組連絡会議長/元日本航空機長)

▼事故背景に異常な労務政策

1985年8月12日18時56分、羽田から伊丹に向かっていたJL123便が群馬県の御巢鷹山の尾根に墜落、乗客・乗員520名が死亡、4名が重傷を負いました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

日航は1972年のニューデリー・モスクワ連続事故以来、アンカレッジ・クアラルンプール、羽田沖と死亡事故が絶えませんでした。その背景には、職場の分断と労働組合敵視の労務政策がありました。

御巢鷹山墜落事故後、会長に就任した伊藤淳二氏(鐘紡出身)は①「絶対安全」の確立、②現場第一主義、③公正明朗な人事、④労使関係の安定・融和を掲げ、乗員の職場では機長の組合活動の自由を認め、客室の職場では昇格差別の是正を行ないました。職場は歓迎し、その後の運航に大きな影響を与えました。

▼JALの経営破たん

しかし、1987年に日航は民営化され、経営は利益優先となりました。米国の圧力によるジャンボ機の大規模購入や、本業以外のホテルリゾート開発などの放漫経営の結果、2010年1月に経営破たん。政府の主導で再建が進められました。

この再建過程で大きな利益を上げ、かつ人員削減目標も達成していったが、JALはパイロット81名と客室乗務員84名を整理解雇の名目で解雇しました。解雇の過程で労働組合への支配介入があり、後に最高裁は「団結権の侵害、憲法違反」とJALを断罪しま

した。

経営破たん後、会長に就任した稲盛和夫氏(京セラ出身)は、経営理念に「利益なくして、安全なし」を掲げました。稲盛和夫氏は整理解雇後の記者会見で、また法廷でも「経営上165人を解雇する必要はなかった」と証言しています。

稲盛氏の証言からも、年齢を基準にベテランから解雇した目的が、「もの言う労働者の排除」と「労働組合の弱体化」にあったことは明らかです。JALはパイロット81名の解雇後に386名のパイロット訓練生を採用しています。また客室乗務員については、84名の解雇後に565名を新規に採用しています。

▼今こそ原点に立ち返れ

コロナ禍の現在、会社は「金はあ

る。雇用は守る。解雇はしない」と言いますが、社員の不安は払拭されません。10年前の経営破たん時、管財人が「整理解雇は行なわない。早期退職、一時帰休、ワークシェアの措置による人員削減をする」と組合に約束したにもかかわらず、165名を解雇した経緯があるからです。しかも、10年経っても解雇争議は未解決のままです。

御巢鷹山事故後、会長に就任した伊藤淳二氏は469日、日航を去りました。彼は辞任にあたって「現場社員の心の中に平安と信頼感を揺るがす事態が起きぬ限り、安全は確保され続ける」とメッセージを残しています。事故から35年の節目の年、コロナ後に向けて、JALは半世紀以上続けてきた異常な労務政策を抜本的に改めるべきです。

COVID-19

浮かび上がる不安と課題

今年4月、新型コロナウイルスのクラスター(集団感染)が発生した老人保健施設「茨戸アカシアハイツ」(北海道札幌市)。7月3日に終息宣言が出されたが、一時は看護師不在という危機的状況だった。

そんなアカシアハイツに東京から駆け付けて、支援に入った看護師、金澤絵里さんに話を聞いた。
(聞き手・吉田千亜)

東日本大震災が転機に

2011年、アメリカで看護師の研修を受けていた金澤絵里さんは、3月1日、北海道に住む妹の出産の手伝いで帰国。その10日後、東日本大震災が起きた。震度5強の地震と、東北沿岸部の被害を目の当たりにして「困っている人のために役に立ちたい」と思うようになった。



▲前列左から2人目が金澤さん

2013年、ボランティアでアメリカへ。そこでの経験から公衆衛生を学ばなければと思い、日本で派遣の仕事しながら資金を貯め、2016年タイの大学で公衆衛生のマスター(修士)を取った。その後、僻地や地域医療を学ぶため、礼文島、浜頓別町、余市町などで仕事をした。

2018年3月には、JIM-NEET(イラクで小児がんの子どもや難民の支援をする団体)の現地駐在員として1年間勤務。その後、650床の病院を建てるプロジェクトで、看護部立ち上げのため2019年3月からバングラディシユで働いていた。しかし、今年3月24日、新型コロナウイルス感染拡大を受け、日本へ緊急帰国した。

「泣きながら看取った」

老健クラスターの現場で

まだ感染が少なかったバンングラディシユからの帰国は比較的スムーズで、空港から実家のある秋田県へ。自分自身を2週間隔離し、実家に戻って在宅ワークをしていた頃、防衛省のホテルで検疫の看護師を募集していることを「ボランティアナースの会」のメルマガリストで知った。優先度が高いのは新型コロナウイルスだと考え、働くことを決めた。

アカシアハイツの支援へ

感染が拡大し続けていた4月24日から東京市ヶ谷のホテルでの検疫業務に2週間従事。今度は同メルマガリストに、北海道の老健「茨戸アカシアハイツ」で看護師急募とあり、5月8日からそこで働き始め

た。その頃のアカシアハイツは、戦場のようだった。4月28日に新型コロナウイルス感染の「クラスター」と認定され、30日には入所者2名が施設内で死亡していた。5月1日時点で入所者40名、職員10名の陽性が判明。5月2日には、看護師がゼロになり(通常は10名以上)、100人もの入所者のケアを数少ない介護職員、相談員スタッフ、リハビリ職員で行ない、応援の医師や看護師が入った後も、職員の陽性者は増えていった。介護職員は夜勤続き。家に帰れず、車で寝泊まりするスタッフもいた。アカシアハイツに関する報道が過熱すると、応援看護師に対するタクシーの乗車拒否も起きた。5月8日には、入所者54名が陽性になっていった。

外部からの応援看護師4名で、日勤・夜勤・明け・休みのシフトを繰り返す中、看護師1名が陽性となったが、18日まで追加要員はなかった。感染防護のため、2階を陽性者、1階を陰性者と分けていたが、看護師1名しか配置できない夜間は、2階と1階を行き来しなければならぬ。休憩に入るまで8時間、防護服で勤務し続けた。

入所者全員の検温、酸素飽和度の測定を1日2回。発熱のある人にはカロナール(内服・座薬)の対応。食事の経口摂取ができない入所者には点滴投与。環境変化に伴う認知症悪化、点滴の自己抜去リスクなどにも対応する。元気づけに見える人でも酸素飽和度が低下し、酸素を投与しても数時間で急変することもあった。

病院への搬送はできず、施設内で看取り、保健所から届けられた納体袋にご遺体を納めることになっていった。搬送の必要を訴え続けたが叶わず、4月30日から5月15日までに11名が施設内で死亡。「入所者さんたちは見捨てられた」と、悔しさを申し訳なきを抱えて介護職員と泣きながら看取ったこともあった。ここで割り切れてしまったら、看護師としておしまいだと金澤さんは考えている。

対感染症のシステム確立を

5月16日、ようやく施設対策本部が設置された(北海道、札幌市、DMAT、施設法人)。26名の入所者の病院搬送をし、5月後半には入浴を再開、食事も1日3回に戻り、老健としての機能が戻りつつあった。最終的に入所者の陽性者は71名、職員21名(5月22日まで)に加え、陽性者がゼロになったのは6月17日だった。

コロナ禍で経済が回らないのも確かに問題だが、僻地の医療体制を知る金澤さんは、「GOTOキャンペーン」による感染拡大を懸念する。医療崩壊が起きると、アカシアハイツのように介護施設での看取りが再び起きてしまう。金澤さんは、新型コロナウイルスの恐ろしさを痛感し、日常生活に細心の注意を払いながら看護に当たっていた。アカシアハイツでの出来事を「仕方がないとは思えない。あつてはならないことだった」という。こういった感染症に対応する訓練や、システム確立の必要性を金澤さんは実感している。今後、責任の所在を明らかにすべく検証が必要だ。

8月27日、南相馬市の特定避難勧奨地点の人々が提起した20ミシール撤退訴訟(南相馬・避難20ミシールヘルト基準撤回訴訟)が結審を迎えました。2015年に始まり、18回目の期日でした。

原告の人たちは裁判の度に早朝、南相馬市を出てマイクロボバスで東京地裁に通い続けてきました。この問題に注目してほしいという思いから、福島県内ではなく、あえて東京地方裁判所に提訴したので

原告は、2014年12月28日に避難指示を解除されたことに反対し、年間20ミシールを基準とした避難勧奨や避難指示の解除はありえない。福島に強いられる20ミシールを世界基準の引き上げに利用させてはいけません、と、闘ってきました。

その思いを踏みにじるのかのように、現在、飯館村で行なわれている除染土を農地造成に使う環境省の実証実験で、汚染されていない土で覆うことなく、直接野菜の栽培をすることが明らかになりました(8月6日報道によります)。

本件については、さる5月1日に小泉進次郎環境大臣が「食用作物の試験栽培も実施する」と記者会見で発言(そもそも花や資源作物の栽培だけとされていた)。

強引な避難指示解除 除染土による「農業実証実験」これ以上被ばくさせるな!



「除染電離(除染などに従事する人々の放射線防護の法律)は適用されないのか」という質問もありましたが、環境省は「適用されない」と回答。住民や農業従事者が被ばくから守られない避難指示解除や農業実証実験は、本来あつてはならないことです。

2011年から一貫して20ミシール基準の撤回を求めてきた南相馬市の原告の方々の姿には、初心を思い出させられます。一方、声を上げる被害者の数が少ない地域で、国は強引な政策を進め、事故の幕引きをはかっていることも感じます。

安倍首相が辞任しても、原発事故処理にかかる問題は引き続き大きな課題。私たち一人ひとりが注視して、声を上げ続けていかなければなりません。

「地元の要望」と言い続けて「地元の要望」と言い続けています。隠れ蓑のように使われる「地元の要望」という言葉。しかし、「いつ、どのような状況での地元の要望か」という問いには、明確な回答はありませんでした。

(吉田千亜)